

4ス庁第1647号
令和4年12月27日

公益財団法人日本中学校体育連盟会長
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長
公益財団法人日本高等学校野球連盟会長
公益財団法人日本スポーツ協会会長
公益財団法人日本オリンピック委員会会長
公益財団法人日本パラスポーツ協会会長 殿
公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人
日本オリンピック委員会関係各競技団体の長
公益財団法人日本パラスポーツ協会又は
日本パラリンピック委員会関係各競技団体の長
全国特別支援学校長会会長

スポーツ庁次長

角 田 喜 彦

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
の策定について（通知）

学校の部活動については、これまで文部科学省において、平成25年に「運動部活動での指導のガイドライン」の策定、平成29年に部活動指導員制度の導入、平成30年に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を行い、平成31年（令和元年）には中央教育審議会や国会において、学校における働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘され、これを踏まえ、令和2年に、休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針を示すなど、部活動改革に段階的に取り組んできているところです。

また、本年6月には、運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言が取りまとめられ、8月には文化部活動の地域移行に関する検討会議の提言が取りまとめられました。

これらを踏まえて、このたび、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むべく、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的な

ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定しました。

については、生徒のスポーツ環境の充実が図られるよう、御協力くださるとともに、このことについて、加盟の団体・連盟等に対して周知くださるようお願いいたします。

なお、地方公共団体については、別添のとおり通知しておりますので、併せて御参考くださるようお願いいたします。

別添1 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm

別添2 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について(令和4年12月27日付4ス庁第1640号通知)

【本件担当】

スポーツ庁地域スポーツ課企画係

電話 03-5253-4111(代表)(内線 3493)